

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正内容

(1) 保険料率の改定【第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2】 保険料率の改定

区分	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の7.25 → <u>100分の7.14</u>	100分の2.24 → <u>100分の2.29</u>	100分の1.34 → <u>100分の1.59</u>
均等割	39,000円 (改定なし)	12,300円 → <u>12,900円</u>	15,600円 (改定なし)

- * 保険料率(均等割額)の改定に伴い、低所得者に対する均等割額の減額の額も変更する。
- * 介護納付金賦課額の賦課割合を変更する。

(2) 基礎賦課限度額の引上げ【第15条の8、第16条の5、第19条の2】

基礎賦課限度額 610,000円 → 630,000円
介護納付金賦課限度額 160,000円 → 170,000円

(3) 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ【第19条の2】

均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

①5割軽減対象 280,000円(A) → 285,000円(A)

*5割軽減所得基準額 = 330,000円 + (A) × 被保険者数[※]

②2割軽減対象 510,000円(B) → 520,000円(B)

*2割軽減所得基準額 = 330,000円 + (B) × 被保険者数[※]

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯員)の数を含む。

2 施行期日

令和2年4月1日

以 上

目黒区国民健康保険料率の改正案の内容等

① 基礎分¹・後期高齢者支援金分²

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	3 1	<u>9.49/100</u>	<u>52,200 円</u>	特別区 (58 : 42)	<u>80 万円</u>
		基礎分 <u>7.25/100</u>	基礎分 39,900 円		目黒区 (64 : 36)
		支援金分 <u>2.24/100</u>	支援金分 <u>12,300</u>	支援金分 19 万円	
改定案	2	<u>9.43/100</u>	<u>52,800 円</u>	特別区 (58 : 42)	<u>82 万円</u>
		基礎分 <u>7.14/100</u>	基礎分 39,900 円		目黒区 (64 : 36)
		支援金分 <u>2.29/100</u>	支援金分 <u>12,900</u>	支援金分 19 万円	

② 介護納付金分³

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	3 1	目黒区 <u>1.34/100</u>	15,600 円	特別区 (54 : 46)	<u>16 万円</u>
				目黒区 (54 : 46)	
改定案	2	目黒区 <u>1.59/100</u>	15,600 円	特別区 (57 : 43)	<u>17 万円</u>
				目黒区 (57 : 43)	

③ 一人当たり保険料（基礎分・後期高齢者支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 *
3 1	125,174 円	146,742 円	134,550 円
2	126,202 円	146,931 円	134,279 円
差引額	1,028 円増	189 円増	271 円減

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 *
3 1	33,550 円	33,867 円	30,408 円
2	35,950 円	36,430 円	32,842 円
差引額	2,400 円増	2,563 円増	2,434 円増

* 非自発的失業軽減及び所得が低いかたへの均等割額軽減を行った場合の一人当たりの保険料

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっています。

¹ 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

² 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

³ 介護保険第 2 号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収